

国家公安委員会規則第五号

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第八十五条第二項の規定に基づき、科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国家公安委員会委員長 松原 仁

科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部を改正する規則

科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則（昭和三十四年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「四研究室」を「五研究室」に、「化学第四研究室」を「化学第四研究室
化学第五研究室」に改める。

第十五条及び第十六条中「及び化学第四研究室」を「、化学第四研究室及び化学第五研究室」に改める。

第十七条第三号中「次条」を「第十八条」に、「除く。」を「除く。次条において同じ。」のうち人工的に合成されたもの」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(化学第四研究室)

第十七条の二 化学第四研究室においては、犯罪の捜査に関連する微細物についての研究、実験、鑑定及び検査に関する事務(化学第三研究室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第十八条の見出しを「(化学第五研究室)」に改め、同条中「化学第四研究室」を「化学第五研究室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。